

環境モデル都市推進条例（仮称）等の制定に向けて

令和元年（2019年）11月

1 条例制定の背景

- ・「環境モデル都市第二次アクションプラン」（2019年3月策定。以下「プラン」という。）において、温室効果ガスの排出削減目標を次のとおり設定。

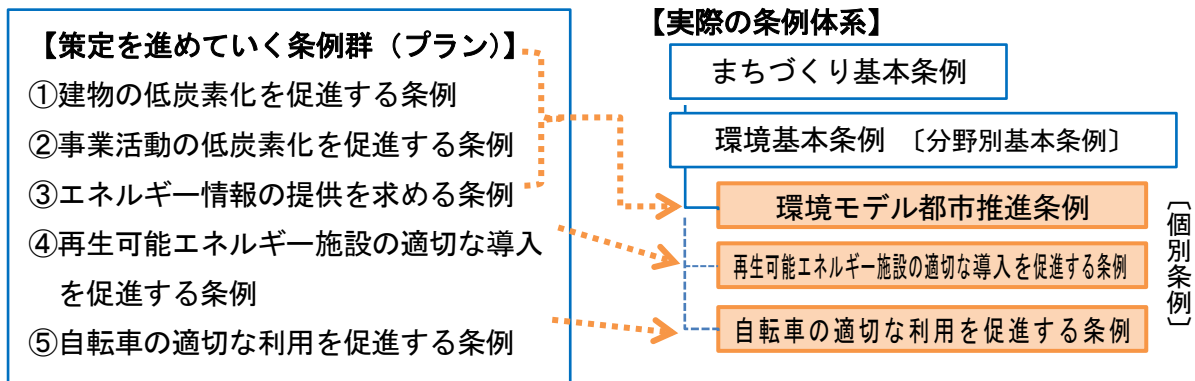
2015年を基準年とする（排出量：61,722.52 CO₂-t）
 2015年比で2030年までに44%削減する（排出量：34,564.61 CO₂-t）
 2015年比で2050年までに86%削減する（排出量：8,641.15 CO₂-t）

- ・削減目標の達成に向け、条例を制定して、取組を着実に推進するための各種施策を実施する。

2 プランにおける取組内容（条例群）と、条例の体系

プランでは、下記の5本の条例の制定と、宿泊税の導入について記載。

このうち、④は景観条例や道の環境アセスメントなど他の制度との関連や対象要件・手続き等を勘案し、また、⑤は制定の背景や効果として環境以外の要素（交通安全の確保、交通事故の際の被害者救済、健康増進など）も含まれるため別立てで整理する。①～③は一本の条例とする。



3 環境モデル都市推進条例

（1）目的

環境基本条例の理念にのっとり、環境への負荷の低減を図り、持続可能な地域づくりを推進。

（2）条例で定める内容

◆建築物のエネルギー性能評価制度、再生可能エネルギー導入検討制度〔←条例群①〕

〔概要〕

- ・建物の新築・改築・改修の際に、建築主に対し、建物の省エネ性能や自然エネルギー設備の導入を検討し、その結果を町長へ報告することを義務づける。
- ・実際には、設計・建築事業者が、建物の環境性能の評価や自然エネルギー設備導入の可能性について算定し、建築主へ説明。建築主はそれをもとに検討する。

〔効果〕

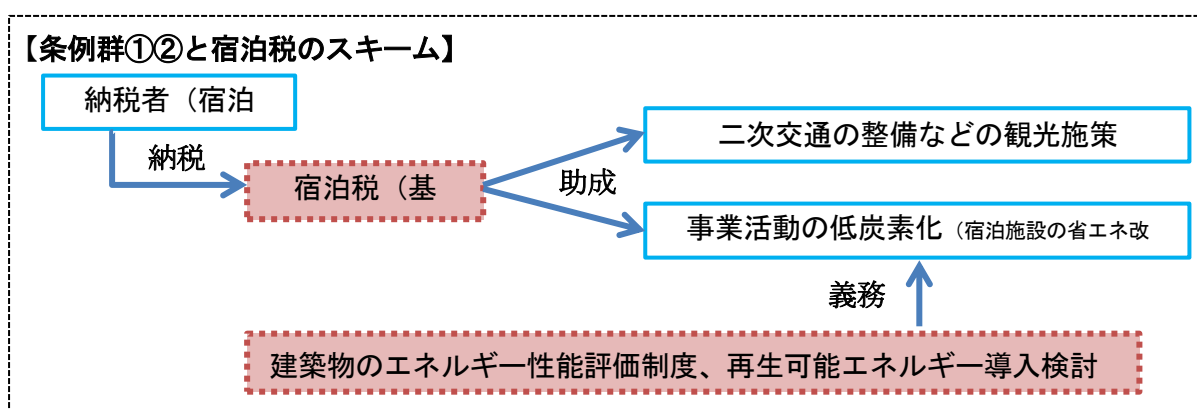
- ・高気密・高断熱の建物へと誘導することで、電気・燃料の使用量（CO₂排出量）を削減。（建設コストは割高になるが、月々の光熱費が建設時（建設費）にスライドすることにな

るため、長期的なトータルコストは抑えられる。)

◆事業活動の低炭素化（当面は宿泊施設の省エネ改修）〔←条例群②〕

〔概要〕

- ・事業者は、環境への負荷を低減するための向こう5年間の計画を町へ提出する。
- ・町は、負荷低減に取り組むなど、一定の基準を満たす事業者に対し優遇措置や助成を行う。
- ・具体的には、宿泊税（2020年6月施行予定）を財源に、観光施設の省エネ改修（高気密・高断熱化）へ助成する。
- ・なお、プランには、農業、小売業、製造業など、他の産業における取組についても記載されているが、インセンティブ付与の方法をどうするか（特に財源の確保）など、実施にあたり検討を要する事項も多いことから、当面は着手を見送る。



◆エネルギー供給事業者に対する情報提供の義務化〔←条例群③〕

- ・町内においてエネルギー（電気、ガス、燃料）を販売する事業者には、エネルギーの種類、供給量、環境性能等に関する情報提供を義務づける。
- ・これにより、CO₂排出量を推計し、取組の進捗状況を確認することが可能となる。

4 再生可能エネルギー設備の適切な導入促進〔←条例群④〕

（1）概要

- ・再生可能エネルギー設備を設置しようとする事業者に対し、事前の手続きなどを義務化。（背景にあるのは乱開発の防止。）
- ・住民主体型かつ持続可能な地域づくりに資する事業に対し、助言や指導、支援を実施。

（2）事業者を求める主な手続き

- ・事業計画書の届出（計画の初期段階＝法令に基づく許認可等の申請・届出、設置場所の取得又は賃貸借契約等の前に）
- ・住民説明会・協議会等の開催
- ・工事完了報告の提出

※事業の実施状況や、事業廃止後の設備撤去完了に至るまで届出を求めるかは要検討。（設備の放置や廃墟化を防止するため条例に盛り込んでいる自治体あり。）

※環境影響評価法の改正（2020年4月施行）に伴い、太陽光発電施設が「北海道環境影響評価条例」に基づく環境アセスメントの対象となる可能性があるが、出力3万KWh以上の大規模施設が対象。このため、この条例が対象とする施設の規模をどこに設定するか（原則全ての施設

か、いわゆるメガソーラー（出力1万KWh以上）とするのか、など）、検討が必要。
 ※現行では、太陽光発電設備は景観条例に定める開発行為に該当しないケースも想定されることから、景観条例の整理も必要。（形状、色彩、敷地内緑化などの要件を課すことができる一方、類似の手続きを求めることになる。）

（3）効 果

地域の健全な発展と調和のとれた事業の展開や、住民による再生可能エネルギーの利用促進が期待できる。

5 自転車の適切な利用を促進する条例

（1）目 的

自転車を交通手段として再認識し、過度な自動車依存から脱却するとともに、自転車の安全な利用と活用の推進により、環境に対する負荷の低減を図る。

（2）条例で定める内容

・各ステークホルダーの責務・役割

町民：道路交通法などの法令順守、ヘルメットなど被害軽減器具の装着、損害賠償保険加入など

町：自転車の安全かつ快適な利用に資する施策や啓発・情報提供、支援の実施

事業者：自転車の活用推進、従業員が利用する場合の法令遵守や安全対策、施策への協力

・基本的な施策（体制の整備、啓発・教育の実施、利用環境の整備など）

（3）要検討事項

・道条例とのすみ分け（例：道の条例では、自転車貸付事業者等に損害賠償保険への加入義務、利用者には努力義務と規定。他自治体（特に都市部）では、利用者に義務付けるケースあり。）

6 スケジュール

2019年	8月	「広報ニセコ」にて特集記事（条例の概要を紹介）
	11月～	関係する審議会、住民説明会などで検討、意見聴取
2020年		条例（素案）取りまとめ→パブリックコメント→2021年3月議会に提案 並行して、 ・「建築物再生可能エネルギー設備導入検討マニュアル」など必要ツール策定 ・事業者研修、町民講座・住民説明会などの開催 ・環境負荷低減に向けた事業計画の試行的な策定 などを実施
2021年	4月	条例制定 ※宿泊税は2021年6月施行予定。 並行して、事業者への周知と研修を実施
2022年	4月	条例施行